

著作権概説

宮城県図書館 企画協力班 宇野亮一



はじめにご注意

著作権法関係は動きが激しい

「保存のための複製」について（2017）
「美術の著作物等の譲渡・貸与のための複製」が新着資料紹介にも使えるのでは（2017）
著作権保護期間が70年に（2018）
教育目的での公衆送信拡大（2020）
「図書館における複製」を補償金等の条件下、メール等で送信可能に（2021：未施行）

など、図書館／学校に大きく関わるものも多い

また、上記2017のように、法規改正ではなく解釈や関係団体合意（ガイドライン）によるものも

この講義は☆令和3年6月現在☆のものであることを念頭に
参考に掲げている法令・著作権情報サイトなどを参照し、最新の情報にアップデートしてください

2

目次

1. 著作権とは？
2. 著作権の中身～権利の束～
3. 著作権と所有権～無体物と有体物～
4. 著作権の有無と保護期間
5. 著作権の制限



著作権の番犬

3

1 著作権とは？



著作権とは？：「著作権」

著作権法（以下「法」）第一条

「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」

↓

著作物（など）に関する著作者の権利

では、著作物とは？ 権利とは？

5

著作権とは？：「著作物」

法第2条第1項第1号

「著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」

法第10条第1項

「この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物」

6

著作権とは？：「著作物」

「思想又は感情を」

→その人の考えたこと
（単なる事実やデータは著作物ではない）

「創作的に」

→その人なりのやり方で
（子供の絵や作文も立派な著作物だが、単なる模倣複製は著作物ではない）
（ありふれた時候の挨拶やごく短い表現【小説のタイトル等】は創作性が認められないことがある）

「表現した」

→小説・音楽・絵画等の形を取った表現
（アイデアそのものは著作物ではない）
※「モノに固定される形の表現」には限らない。
即興で詩を吟じる、踊る等も著作「物」として保護

7

著作権とは？：「権利」

法第17条第1項

「著作権は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。」

↓

公表する権利・複製する権利・翻案する権利 などなど…

↓

自分で〇〇することも当然可能ではあるが
「権利者以外が〇〇することを許可できる／制止できる」
＝コントロールできる」
権利であるとも言える

8

著作権とは？：「権利」

法第17条第2項

「著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。」

↓

著作物が創作された時点で著作権が発生する。
何の手続きもしていない落書きなどでも著作物であるし、公表されていない日記・個人宛の手紙なども書かれた時点で著作物としての保護を受ける。



9

著作権とは？：ここまでのまとめ

著作権

その人の考えたことを、その人なりのやり方で、小説・音楽・絵画などとしてあらわした表現について、表現の使われかたをコントロールできること。
手続きは不要なので、世の中には無数の著作物がある。

↑

図書館はさまざまな表現を伝える資料（図書・雑誌・視聴覚資料等）をもっている

∴著作権について理解することが必要

10

2 著作権の中身 ～権利の束～



著作権の中身：著作者人格権と著作財産権

著作者人格権

著作者の尊厳を守る

一身専属で譲渡不可

（著作者の死後も侵害は禁止）

著作財産権（狭義の著作権）

著作者の利益を守る

譲渡・許諾が可能

著作者の死後も存続し保護期間がある

12

著作権の中身：著作者人格権

公表権（法第18条）

「著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。」（第1項）
＝著作物を公表するか否かを決定する／他人の勝手な公表を禁止する権利
※二次的著作物（例：小説を原作とする映画）は一次著作者の公表権も働くことに留意

氏名表示権（法第19条）

「著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著物の著作者名の表示についても、同様とする。」（第1項）
＝著作物の作者であることを主張する／しない権利

13

著作権の中身：著作者人格権

同一性保持権（法第20条）

「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」（第1項）
＝著作物の内容やタイトルを他人に勝手に改変されない権利
※題号（例：『星の王子さま』）は著作物とみなされないことが多いが、著作物性に関わらず、著作者の人格的利益を守るために、同一性保持権の対象とはされている。

著作者人格権の一身専属（法第59条）

「著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。」

が、

著作者が存しなくなつた後における人格的利益の保護（法第60条）

「著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を書ししないと認められる場合は、この限りでない。」

14

著作権の中身：著作財産権～複製～

複製権（法第21条）

「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」
（法第2条第1項第15号「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製すること」＝紙に複写することだけではない）
※全体の複製だけでなく一部分の複製についても該当する。

法第28条「二次的著作物の原著物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。」により、二次的著作物（例：外国語の小説の日本語訳）の複製には原著作者の権利も働く。他の権利についても同様。

15

著作権の中身：著作財産権～公衆への提示～

上演権及び演奏権（法第21条）

「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。」

上映権（法第22条）

「著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。」

公衆送信権等（法第23条）

「著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。」
「著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。」

口述権（法第24条）

「著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。」

展示権（法第25条）

「著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。」

16

著作権の中身：著作財産権～公衆への提示～

☆ポイント☆

公衆＝「不特定」または「特定多数」

（法第2条第5項「この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。」）

↓

一度には1人が対象でも誰でも享受できる方法で提供したり、その時点では無人でも誰かが通
りかかる可能性がある路上で演奏したりすることも「公に」となる。逆に、学級・会員制クラ
ブなど特定であっても、多数であれば「公に」となる。

図書館等においても

- ・ 図書館で音楽をスピーカーで流すこと／ヘッドホンで聞かせること、いずれも「公に」演奏
することであり「演奏権」が働く。ただし、後述の権利制限により実施可能。
- ・ 文化祭で演劇を上演することは、学校関係者しか入れないとしても、多数なので「公に」上
演することであり「上演権」が働く。ただし、後述の権利制限により実施可能。
- ・ 複写を、FAX／電子メール等で送信することは、（権利制限により図書館が行える「図書館
における複製」だけでなく）「公衆送信」となり、「公衆送信権」が働く。令和3年の著作
権法改正により一定の条件下で行えるようになったが、6月現在未施行（条件等は政令で整
備）。詳細は講義4を参照。

17

著作権の中身：著作財産権～複製物の使用～

頒布権（法第26条）

「著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。」
「著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複
製物により頒布する権利を専有する。」※BGM＝音楽の著作物、なども頒布されるとい
うこと

譲渡権（法第26条の2）

「著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原
作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の
著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利
を専有する。」

「前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲
渡による場合には、適用しない。」【後略】※一度正当に公衆に譲渡された後は「権利
が消滅する」

貸与権（法第26条の3）

「著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物におい
て複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与によ
り公衆に提供する権利を専有する。」

18

著作権の中身：著作財産権～二次的利用～

翻訳権、翻案権等（法第27条）

「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、
その他翻案する権利を専有する。」

法第28条「二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規
定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。」によ
り、小説の翻訳・映画化・舞台化等の二次的著作物をさらに使用する際には、二次的著作物の
著作権者と共に、原著作者の権利も関係することに留意。【～複製～で記載したが再掲】

19

著作権の中身：著作者と著作権者

著作者人格権は一身専属だが、著作財産権は（一度一度の許諾だけでなく）譲渡・相続
可能

↓

最初は著作者＝著作権者だが、譲渡・相続により権利者が変わっていることがある
その場合は、現在の権利者と交渉する

「図書館の広報DVDの撮影・編集を外部業者に依頼した」場合、当初の著作権者は著作
者である外部業者となる。契約により、

☆複製（＝DVD作成）を都度許可してもらう

☆複製権を譲り受ける

☆著作財産権一式を譲り受ける

ことはそれぞれ異なるため、注意が必要。

複製権を譲り受けただけでは、ウェブサイトに掲載する（＝公衆送信権）こと等はでき
ない。

※職務上作成し法人名義で公表される著作物は、基本的に法人著作となる。広報DVDを
図書館職員が内製すれば、上記とは異なる。（逆に、上記の場合において、外部業者の
個々の従業員と交渉することにはならない。）

20

3 著作権と所有権



著作権と所有権：著作財産権の侵害例



22

著作権と所有権：著作者人格権の侵害例

2つの名前で活動する人物を…

著作権侵害
出版社が森林太郎にする

所有権侵害
店頭の本に森林太郎と書く（器物損壊）



23

著作権と所有権：より一般的に

本を買ったとき…

無体物への著作権

- ×本の文章や写真をインターネットにアップする
- ×自分の作品だと言って別の出版社に持ち込む

著作権は所有者にはない、著作権者（著作者とは限らないが）にある

有体物への所有権

- 本棚に並べる
- 旅行に持って行く
- 捨てる

買った（＝合法的に入手した）ので所有権は所有者にある

24

著作権と所有権

図書館は図書館資料を所有しているが……
資料に含まれる表現・情報の著作権を所有しているわけではない

（大袈裟に言えば）1冊買って1万冊の海賊版を作る、ようなことにしないよう
著作者の利益と利用者の利益を衡量する



権利の上に眠る犬は保護されない(法諺)

25

4 著作権の有無と保護期間



著作権の有無と保護期間：著作物

著作物【再掲】

法第2条第1項第1号

「著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」

法第10条第1項

「この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物」

※例示なので、これに限定されるわけではない

27

著作権の有無と保護期間：二次的著作物

二次的著作物

法第2条第1項第11号

「二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。」

翻訳・映画化など、既存の著作物に新しい創作性を加えた、新しい著作物。

☆作成には翻訳権等を有する著作者の許諾が必要

☆二次的著作物を利用する際には一次著作者の権利も働く

ため注意が必要だが、一方で、

☆二次的著作物そのものも著作権をもつ

（許諾を受けて作成されたものはもちろん、無許諾で作成された二次的著作物も、保護しなくてよいわけではない）

ことにも留意。

28

著作権の有無と保護期間：編集著作物

編集著作物

法第12条第1項「編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。」

編集著作物は、個々の構成要素とは別に、一体の著作物としてもみなされる。

☆個々の要素も著作物である（例：雑誌・新聞・名作短編選集など）

☆個々の要素も著作物だが保護期間は満了している（例：平安朝名作随筆集など）

☆個々の要素は著作物でない（例：職業別電話帳・医薬品データ集など）

場合があるが、いずれも編集著作物は保護対象となる。

編集著作物の権利は、「素材の選択又は配列」を利用する際に関係する。

（特定の構成要素を複製する等の場合は、個々の要素【短編小説・雑誌記事等】の著作権のみが関係する。）

29

著作権の有無と保護期間：データベースの著作物

データベースの著作物

法第12条の2第1項「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。」

編集著作物の一種として保護する理解もありえたが、情報化の推進に伴い昭和61年改正で追加された。編集著作物のように最初から「配列」されていなくても、検索語などに従い随時出力される「体系的な構成」をもつもの。

個別の構成要素が著作物であるか否かは、編集著作物と同様。

また、データベースの著作物の権利は、「情報の選択又は体系的な構成」を利用する際に関係することも同様。

（特定の構成要素を複製する等の場合は、個々の要素【短編小説・雑誌記事等】の著作権のみが関係する。）

30

著作権の有無と保護期間：著作隣接権

- ・実演家の権利（法第89条～第95条の3）
- ・レコード制作者の権利（法第96条～第97条の3）
- ・放送事業者の権利（法第98条～第100条）
- ・有線放送事業者の権利（法第100条の2～第100条の5）

音楽の著作物は楽譜（によって示される音階やリズム）、演劇の著作物は台本（によって示される科白や展開）
→歌手や俳優は「実演家」

ただし、権利の働き方は著作権と類似している（例：小説を勝手にコピーしてネットにアップしてはいけない⇔歌唱を勝手に録音してネットにアップしてはいけない）ため、概要である今回は存在を紹介するところまでとします。

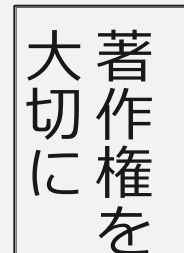
31

著作権の有無と保護期間：著作物ではない

単なる事実やデータ

ありふれた表現や非常に短いフレーズ、人名など

原作品に忠実な撮影や複製版（原作品は著作物）



32

著作権の有無と保護期間：著作物だが権利の目的ではない

権利の目的とならない著作物（法第13条）

「次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

- 一 憲法その他の法令
- 二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- 四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの」

これらは（思想を表現した著作物だが）広く知られることが重要であり、権利の目的とならない。

※私人が翻訳した外国の法律や、私企業が編集した日本の法規集などは、権利の目的となる。法規の解説・コンメンタル等も同様。（例：民間企業が編集した『著作権関係の重要判例集』）

33

著作権の有無と保護期間：外国の著作物など

法第6条

「著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

- 一 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物
- 二 最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」

- ・日本人が日本で出版した小説
- ・日本人がタンザニアで出版した学術書
- ・エチオピア人が日本で発行した音楽CD
- ・インドネシア人がインドネシアで発行して日本に持ち込んだ新聞

いずれも日本国内では日本の著作権法に沿った保護を受ける。（規定が他国と異なっている場合、日本国内では日本の規定に沿う＝内国民待遇）

※エチオピアやイランは2020年現在ベルヌ条約に加盟していないため、「エチオピア人がエチオピアで発行して日本に持ち込んだ音楽CD」の場合、日本の著作権法による保護対象とならない。

34

著作権の有無と保護期間：保護期間

法第51条～54条

創作の時に始まる（無方式主義）

実名・周知の変名	： 著作者の没後70年（共同著作物は最終の著作者の没後70年）
無名・非周知の変名	： 公表後70年（それ以前に没後70年経過していると認定されれば消滅）
団体	： 公表後70年（70年間公表されなければ創作後70年）
映画の著作物	： 公表後70年

いずれも計算は翌年頭から

例：

実名著作者 2020年 1月 5日没
団体著作 2020年 9月15日公表
映画 2020年12月30日公表

いずれも2021年1月1日から起算し、2090年12月31日までが保護期間となる。

35

著作権の有無と保護期間：保護期間切れ

一度保護期間が満了し権利が消滅したものは、法改正等があっても復活しない。

例1：

2017年以前は著作権の保護期間は原則「著作者の没後50年」とされており、1965年没の作家の小説は2016年1月1日に権利が消滅している。2020年現在の没後70年で計算すれば、2035年未まで権利が存続する計算になるが、一度消滅したため復活しない。

例2：

旧著作権法では写真の著作物は「発行後10年（未発行の場合は創作後10年）」となっており、1956年以前に公表された写真は権利が消滅している。1990年没の写真家が

★1950年に公表した写真→権利消滅

☆1985年に公表した写真→権利存続

と考えられる。

※海外の著作物については、戦時加算（「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律」）による延長にも注意。

36

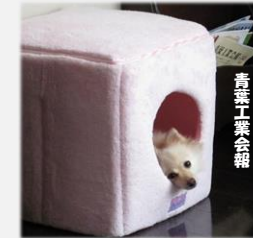
5 著作権の制限



著作権の制限：制限規定

著作権＝著作物の使われ方をコントロールする権利
なので
著作権者以外が著作物を利用しようとする場合、基本的には著作権者の許諾が必要
だが……

公正な利用の推進のため、一定の制限がある



38

著作権の制限：制限規定

詳しくは(図書館等に関係するものは)講義2で

私的利用	私的使用のための複製 (30)
教育・学習活動	図書館等における複製等 (31), 教科書等への掲載 (33), 教科書代替教材・拡大 (33の2・3), 学校教育番組の放送等 (34), 教育機関における複製等 (35), 試験問題としての複製等 (36)
福祉活動	視覚障害者等のための複製等 (37), 聴覚障害者等のための複製等 (37の2)
表現活動	引用 (32), 営利を目的としない上演等 (38), 時事に関する論説の転載等 (39), 時事の事件の報道のための利用 (41)
公益的活動	政治上の演説等の利用 (40), 裁判手続等における複製 (42), 情報公開・公文書保存 (42の2・3), 国立国会図書館によるインターネット資料等収集のための複製 (43)
所有者等の利用	原作品の所有者による展示 (45), 公開の美術の著作物等の利用 (46), 展示に伴う複製等 (47), 譲渡貸与等に伴う複製等 (47の2)
技術的な利用	技術開発試験のための利用 (30の4), プログラムの複製・利用等 (47の3・4), 検索結果の表示等による軽微利用 (47の5), 放送事業者等による一時的固定 (44)
付随的な利用	付随対象著作物の利用 (30の2), 検討過程 (30の3)

39

著作権の制限：許諾や譲渡

許諾や譲渡は制限規定とはまた別

例1:
新聞記事データベース(個々の記事もDBも著作物)の図書館での契約条件【実例ではない】

○1日につき、見出しを1000件まで印刷できます。
↑データベースの著作物(見出しという情報の選択と体系的な構成)の複製行為を許諾

○1日につき、記事を100件まで印刷できます。
↑記事(記者や社による言語の著作物)の複製行為を許諾

○1日につき、同じ記事は3回まで印刷できます。
↑原則、複製行為は許諾がなければ行えないので、3回までと規定されていれば3回まで

∴条件に従えば、著作権・制限規定の解釈に悩むことなく使用可能。制限規定ではなく、契約により許諾されたことで、本来は著作権者の権利である複製行為を一定の範囲内で行っている。

※図書館資料ではないので、「図書館における複製」の権利制限規定には該当しない。

40

著作権の制限：許諾や譲渡

許諾や譲渡は制限規定とはまた別

例2：

インターネット上のイラスト素材配布サイトの利用規約【実例ではない】

○このサイトのイラストは、パンフレットなどに無料で掲載できます。
＝美術の著作物の複製行為を許諾

○このサイトのイラストは、加工して利用することができます。
＝美術の著作物の翻案を許諾・同一性保持権を不行使

○このサイトのイラストを掲載するときは、サイト名を明記してください。
＝氏名表示権を行使

∴規約に従えば、著作権・制限規定の解釈に悩むことなく使用可能。制限規定ではなく、サイトの許可の意思表示に基づき、本来は著作権者の権利である行為を一定の範囲内で行っている。
※業務で使用するのであれば、「私的使用のための複製」にはあらず、権利制限規定はない。権利制限規定ではなく許諾に基づく利用である。

41

まとめ



まとめ

著作権＝その人の考えたことを、その人なりのやり方で、小説・音楽・絵画などとしてあらわした表現について、表現の使われかたをコントロールする権利

著作権法は著作者等の権利と公正な利用のバランス

図書館の保有する資料（有体物）には多くの著作物＝情報（無体物）が含まれている
資料の所有権をもっていても著作物の著作権をもっているわけではない
著作権についてよく考えなければならない

権利と制限だけではなくまずは理念を把握して



43